

令和4年度 北秋田市住宅リフォーム支援事業Q&A【目次】

本事業について、これまで問い合わせが多かった事項を掲載していますので、ご確認をお願いします。また、ご不明な点がございましたら、建設部都市計画課まで、お気軽にご相談下さい。 北秋田市建設部都市計画課 TEL：0186-72-5246

1. 申請に関すること

1-1 申請対象となる条件とは？

・次の①～⑨全ての項目に該当している場合、申請の対象となりますのでご確認ください。

①北秋田市内の住宅（別荘等を除く）であり、併用住宅の場合は住宅部が建物全体の延べ面積の1/2以上であること

②対象住宅が賃貸物件でないこと

③北秋田市に住民登録されている方（工事完了後、直ちに住民登録ができる方）であること

④申請者及び同居家族が市民税、固定資産税、国保税、自動車税等の市税を滞納していないこと

④工事金額が30万円以上であること（対象外工事を除く）

⑤北秋田市内の業者、個人事業者が工事をする事

⑧リフォーム工事着手前の状態であること

※令和3年度までに北秋田市住宅リフォーム支援事業を利用した方も申請出来ます。

1-2 子育て世帯とは？

・18歳以下の方（平成16年4月2日以後に生まれた方）が同居している世帯になります。

1-3 中古住宅購入リフォームの対象となる条件とは？

・築10年以上の中古住宅で、かつ取得年月日が令和3年4月1日以降の住宅において、本事業に該当するリフォーム工事を行う場合に対象となります。

1-4 移住者対象の条件とは？

・5年以上の北秋田市以外で生活（学生期間等を除く）した後、再び北秋田市に住民登録をした方。または、新たに北秋田市に住民登録する方が対象になります。

1-5 移住者加算の期限はありますか？

・北秋田市に住民登録してから3年以内に申請された方が対象になります。

1-6 リフォーム後に転居（市外からの転入含む）する場合、申請することは可能ですか？

・申請時点で別の住所であっても、申請は可能です。ただし、実績報告時には北秋田市に転入している必要があります。（住民票を添付していただきます。）

1-7 各種別の補助率・補助金額について

種別	補助率	下限	上限
①一般型	10%	30,000	100,000
②子育て世帯	15%	45,000	300,000
③中古住宅購入	20%	60,000	400,000
※移住者加算	15%	45,000	300,000
※下水道接続工事加算 (下水道接続工事・ 浄化槽設置工事)	定額 5 万円		

※上記の①～③のいずれかの申請となり、移住者・下水道接続工事対象に該当する場合は、申請額に応じ加算されます。

1-8 補助交付申請はどのタイミングで行えばよいですか？

- ・申請書は、北秋田市HPからダウンロードしていただくか、下記庁舎に配置しております。
- ・申請書等の受付は、下記庁舎いずれも可能となりますが、お急ぎの場合は建設部都市計画課へ直接ご持参下さい。
- ・申請書配置・提出書類受付窓口（8：30～17：15 ※土日・祝日を除く）
 - ①建設部都市計画課（森吉庁舎内）
 - ②市役所本庁舎（1階 生活課窓口）
 - ③合川庁舎（合川総合窓口センター）
 - ④阿仁庁舎（阿仁総合窓口センター）
 - ⑤大阿仁出張所

1-9 補助交付申請はどのタイミングで行えばよいですか？

- ・工事着工前に必ず申請をお願いします。（事前に工事を行った場合は補助対象外となります。）

1-10 必要な添付書類は何ですか

申請の種類・工事内容ごとによります。詳しくは提出書類一覧表をご確認ください。

1-11 申請時に添付する写真の種類について

- ・住宅の全景写真4面（外構等により撮影出来ない場合は、可能面数を撮影）
- ・工事予定箇の現況写真（該当箇所全て撮影）

※足場を必要とする箇所や、取壊し後でなければ確認出来ない箇所については、申請時点での写真の添付は不要とします。ただし、実績報告書時の写真には必ず添付をお願いします。

1-12 添付書類のカタログとは？

取り付ける製品の金額、型番が記載されているカタログの写しを提出して下さい。

1-13 完了実績報告が期限までに間に合わない場合はどうしたらよいですか？

・今年度から、完了実績報告書の期限を過ぎて提出された場合、補助金交付が取り消されることとなりました。必ず報告書提出期限を厳守して下さい。

1-14 工事契約が建築工事・電気工事・水道工事等と別々に分かれている場合どのように申請したらよいですか？

・まとめて申請することが出来ます。ただし、各施工業者の契約書、見積書の提出が必要です。

1-15 条件に市内業者であることとありますが、個人の大工さんでも申請可能ですか？

・申請可能です。北秋田市内に在住の大工・工務店でもかまいません。
また、北秋田市内に本店がある企業であれば、申請することが出来ます。

1-16 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書・見積書を分ける必要がありますか？

・分ける必要はありませんが、補助対象と対象外が分かる見積書（対象外の工事費の色を変える、又は、アンダーラインを引き分かりやすくした物）の提出をお願い致します。

2. 工事に関すること

<p>2-1 補助対象となるリフォーム工事とは、どんな工事ですか？</p> <p>・別表1補助対象一覧をご確認をお願いします。</p>
<p>2-2 別荘、賃貸住宅のリフォーム・増改築工事は補助対象外の対象になりますか？</p> <p>・対象外となります。</p>
<p>2-3 独立している、車庫・物置は補助対象になりますか？</p> <p>・同一敷地内であれば対象となります。（ご不明の場合はお問い合わせください。）</p>
<p>2-4 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？</p> <p>補助対象となります。</p>
<p>2-5 エアコン、暖房器具を設置した場合、本体費用は補助対象になりますか？</p> <p>配線・配管工事を伴う場合、本体費も助成対象となります。</p>
<p>2-6 カーテン、ブラインド、ロールスクリーンの設置工事は補助対象になりますか？</p> <p>改築・内装工事を伴い設置する場合、補助対象となります。購入のみは補助対象外となります。</p>
<p>2-7 太陽光発電システムの設置工事は対象になりますか？</p> <p>補助対象外となります。</p>
<p>2-8 中古住宅をリフォームした後、購入する場合、補助対象になりますか？</p> <p>・対象外となります。あくまで、住居取得後（所有権移転後）の該当工事が対象となります。</p>
<p>2-9 自分が大工で、自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？</p> <p>・材料や機器の購入合計が30万円以上である場合、補助対象となります。ただし、本人の施工手間は補助対象になりません。 申請の際には、材料の内容及び購入費用が分かる見積書等を添付して下さい。 なお、本人が購入のみで設置や施工工事は業者に依頼した場合、請負工事となりますので見積書及び契約書の写しを添付して下さい。</p>
<p>2-10 新築・全面改築の場合は補助対象になりますか？</p> <p>・対象外となります。既存の住宅のリフォーム工事が補助対象です。</p>
<p>2-11 解体工事は補助対象になりますか。</p> <p>・解体工事のみは、補助対象外となります。 ただし、工事箇所を解体しリフォームする場合は、補助対象となります。 (例) 既存を風呂場を解体後、新たにユニットバスを改築する。 既存和室を解体し、洋室に変える 既存の屋根のみを解体し、新たな勾配屋根を改築する。等</p>

3. 工事に関すること

3-1 申請時の工事内容を工事途中で変更しましたが、何か手続きを必要ですか？

・都市計画課都市計画住宅係まで必ず連絡をお願いします。変更内容等を確認させていただきます。変更内容により、変更時の申請等の手続きをあらためてお願いすることになります。

3-2 工事完了後、支払が済んでおらず、領収書がない状態でも、完了報告書を提出することが出来ますか？

・実績報告書には、工事代金の支払いが確認できる書類の添付が必要なことから、受付することは出来ません。また、万が一、施工業者への支払期日が本事業の終了期間を過ぎた場合は補助決定の取消となります。

3-3 秋田県の住宅リフォーム推進事業と市の事業を同時に申請することは出来ますか？

・県の補助要件に該当する場合は、それぞれ申請することができます。ただし、申請窓口・申請書類等がそれぞれ異なりますので、事前に確認をするなどの対応をお願いします。